

# 令和7年度第8回あわら市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月25日（火）午後1時30分から午後3時00分まで

2. 開催場所 あわら市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（11人）

会長	13番 加藤 秀信
委員	3番 田嶋 瞳 4番 川崎 善徳
	5番 江川 直美 7番 石谷 吉昭
	8番 中嶋 豊美 9番 田崎 正實
	10番 石田 繼治 11番 堀川 治夫
	12番 炭田 学 14番 朝倉 雪

4. 欠席委員（3人） 1番 吉村 智和、2番 田川 幹雄、6番 塚田 倫一

5. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況証明願について

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

報告第1号 農業用施設の設置届出の報告について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約通知の報告について

第6 その他

(1) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央 局長補佐 藤井 恒代

主査 板東 裕美 主事 坪川 智美

## 7. 会議の概要

◇開会宣言	
【事務局 開会宣言】	
◇会長あいさつ	
【会長 あいさつ】	
◇定足数の確認	
事務局	出席席状況報告。 委員総数24名中、出席委員16名。農業委員総数14名の過半数の出席。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議成立。
◇業務報告	
事務局	【業務報告】
◇議事録署名人の指名	
議長	日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、9番・田崎委員、10番・石田委員の両名にお願いいたします。
◇議 事	
議長	続きまして、日程第5 議事に入ります。
◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	
事務局	【事務局説明】
議長	次に地区担当委員の説明を求めます。 番号1番について、田川職務代理者ですが、本日欠席のため、先ほどの事務局の説明に代えさせていただきます。 次に番号2番、3番について、10番 石田委員お願いいたします。
10番	番号2番について事務局の説明通り問題ないとは思われます。番号3番についても事務局の説明通り問題ないと思われます。以上です。
議長	それでは、これらの案件についてご質問はありますか？
	(質問なし)
議長	質問がないようですので採決に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可する方に賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	賛成全員です。よって許可相当と認めます。
◇ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について	
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員の説明を求めます。 番号1番について、2番 田川職務代理者ですが、本日欠席のため、先ほどの事務局の説明に代えさせていただきます。
議長	次に、本件について、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、12番 炭田委員に調査結果の報告をお願いいたします。
12番	午前中に現地を確認しました。確かに道路沿いにある少し荒地のところなんですかけれども、下側が法面になってその下に畑があるというふうな立地状況の中で、特に問題となるようなものではありませんでした。ここに

	駐車場を作るにあたっては法面を補強工事して崩れないようにする、下の方に影響ないようにするという話でしたので問題ないかなと思います。ただ気になる点として、道路の8号線沿い側に坂井北部丘陵用水きばというのがあるので、この辺は注意して駐車をしていただけるようにしていただければなというふうに思います。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは、この案件について、ご質問はありませんか
	(質問なし)
議長	質問がないようですので、採決に入ります。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」県に進達する事に賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	全員賛成です。よって県に進達するものと致します。
<b>◇ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</b>	
事務局	<b>【事務局説明】</b>
議長	次に、地区担当委員の説明を求めます。 番号1番について、12番 炭田委員お願いします。
12番	現地ですけれども、あわら市に生まれた方が、今は〇〇県に住んでおられてあわら市に戻ってこられるということです。隣接は民家があり、前は市道があり、後ろの方に畠があるんですけどそこは区切りをつけて建物を建てるということで、特に近隣に迷惑をかけるようなものはありませんでしたので、許可していいのではないかと判断いたしました。
議長	はい、ありがとうございます。 次に番号2番については私の方から説明いたします。先ほど事務局が説明した通り問題ないと思います。申請地の南側に〇〇会社がありまして、資材置き場等関しても近くにあるということで問題ないと思われます。 次に本件について本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、12番 炭田委員に調査結果の報告をお願いいたします。
12番	1番の〇〇さんの購入する案件につきましては、現地に確認しましたが特に問題があるようなところではありませんでしたので、認めていいのかなというふうに思います。 2番のプラスチックの廃材置き場につきましては、山の反対側の方に水路があるということで、この資材置き場というものにどういう資材を置くかによって考え方が変わるものですが、例えばプラスチックの廃材とかプラスチック関係のものがここに置かれて野ざらしになりますと、クリープ等で雨ざらしのものから中からいろんなものが出てくるという結果として水路の方に流れ出る可能性もあるので、この辺のところはフェンス等または下にコンクリートが割れても、中に浸透しないようなフィルム等を引いておくとかそういうふうな管理された中での物の使い方ということを推奨していただいて、認めてもいいのかなというふうに判断いたしました。
議長	ありがとうございます。それではこの案件についてご質問ありませんか。
7番	〇〇委員からもご説明ありましたけど、廃プラスチックをマテリアルしてある会社なので、プラスチックを有価で買ってきてるので、雨水に当たるとプラが外に出る可能性が十分あるので、どういうふうな土地の割り振りをして下をどうするのかは詳しくわかりませんけど、水路に出るっていうことであればそれなりに防ぐ方法を条件としてつけた方がいいというふうに思います。

事務局	その旨伝えさせていただきます。
議長	他にございませんか。
	(質問なし)
議長	他にないようですので、採決に入ります。 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について県に進達することに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手多数)
議長	賛成多数です。よって県に進達するものといたします。
<b>◇ 議案第4号 現況証明願について</b>	
事務局	<b>【事務局説明】</b>
議長	次に地区担当委員の説明を求めます。番号1番について、10番 石田委員お願いいいたします。
10番	事務局の説明通り問題ないと思われます。以上です。
議長	次に本件について、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して12番 炭田委員に調査結果の報告をお願いいたします。
12番	位置図にある黒塗りの後ろ側が、今回の該当するものの別件の中でありました。ここは両方とも○○さんが借りておられたところで、○番は△△さんの土地を交換してると。その前にある□□さんの乾燥施設で既に運営しているということがあるので、現況証明としては、特に問題ないのではないかと判断いたしました。
議長	それではこの案件について何かご質問ございませんか。
	(質問なし)
議長	質問がないようですので採決に入ります。 議案第4号「現況証明願について」非農地と判断することに承認される方の挙手を求めます。
	(挙手多数)
議長	賛成多数です。よって、承認することといたします。
<b>◇ 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について</b>	
事務局	<b>【事務局説明】（視察について説明）</b>
12番	(視察についての説明)
議長	それでは、本案について、何かご質問はありませんか。
委員	(視察内容の結果についての質疑・応答)
議長	今言った通り別委員会で、この後のこういう環境とか何とか議論をしていただきたいと思います。 まだ時間もちょっと過ぎておりますので、まだ議題も残っておりますので、一応進めさせていただきたいと思います。 他の件について、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	質問がないようですので、採決に入ります。 番号4番、5番については、私が関係しています。また、番号10番は川崎委員が関係していますので、まず、それらを除く1番から3番、6番から9番、11番から18番について採決します。 それでは、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について」、1番から3番、6番から9番、11番から18番について、「意見なし」とすることに賛成の方の挙手を求めます。

	(挙手多数)
議長	賛成多数です。よって意見なしと決定することとし、あわら市に対し、その旨回答いたします。次に順番が逆になりますが、先に番号10番について採決します。川崎委員、退席をお願いいたします。 【川崎委員退室】
議長	それでは番号10番について、意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手多数)
議長	賛成多数です。よって意見なしと決定することとし、あわら市に対してその旨回答いたします。 【川崎委員入室】 次の議案は、私に関係がありますので、本来、田川職務代理者が議事進行を行うところですが、本日欠席されておりますので、代わりに田崎委員に議事進行してもらいます。それでは、よろしくお願ひいたします。 【議長退室】
9番	加藤議長が退室されたため、私の方で議事を進行させていただきます。番号4番5番について採決をいたします。番号4番、5番について意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	はい。賛成全員です。よって意見なしと決定することとし、あわら市に対してその旨を回答いたします。 【議長入室】
◇ 報告第1号 農業用施設の設置届出の報告について	
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員の説明を求めます。番号1番について、4番・川崎委員お願いいたします。
4番	ただいまの事務局の説明通り、特に問題ないかと思います。
議長	次に、本件について本日、現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、12番・炭田委員に調査結果の報告をお願いいたします。
12番	現地確認しました。特に周囲が畑になってますので汚水等も出るような場所ではありませんので問題ないと判断しました。
議長	本件について、何かご質問ございませんか？
	(質問なし)
◇ 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について	
事務局	【事務局説明】
議長	本件について、何かご質問はありませんか。
14番	時効取得とは何ですか？
事務局	他人の農地を自分のものだと思って、使っているということで、時効取得の要件を満たしていれば、法務局で申請し、所有権登記が終わるという形になります。それで3条の許可なく届け出だけで終わるというものです。 他人の土地なんんですけど、そこを自分のものだと思ってずっと耕作していたりするのですが、それが20年経つと「時効取得」ということで、法務局に申請ができるということです。
12番	そうすると、人の土地は20年たったら自分の土地になるということですか。

事務局	法務局での申請になりますので、いろいろ要件はありますが、満たしていれば申請が通るということです。
議長	他にご質問ございませんか？
	(質問なし)
◇ 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約通知の報告について	
議長	次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約通知の報告について」事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局説明】
議長	本件について、ご意見、ご質問はありませんか。
12番	3番は、6560m <sup>2</sup> のうちの3000m <sup>2</sup> を中間管理事業に契約に切り替える。ということなんだけど、残ったものはどうなるんですか。
事務局	これは、現在、基盤法での利用権設定で契約なさっているものを解約ということなんですけれども、今、利用権設定しているものが、6560m <sup>2</sup> のうち3000m <sup>2</sup> だけありまして、そこを解約されるということです。次に中間管理で契約する場合には6560m <sup>2</sup> を契約されるというふうに聞いております。
議長	ほかにご質問ございませんか？
	(質問なし)
◇ その他	
議長	次に、その他の(1)その他について事務局の説明を求めます。
	【(1)事務局説明】
議長	他にございませんか。
	(なし)
◇ 閉会	
議長	他にないようですので、以上をもちまして、本日の会議を閉じます。 慎重なるご審議を賜り、ありがとうございました。

令和7年11月25日

議長

委員

委員